

船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 案内情報

- 手続名 : 同等業務経験の認定
手続根拠 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第3項第2号及び第23条の11
手続対象者 : 海技士及び小型船舶操縦士
提出時期 : 海技免状及び操縦免許証の有効期間の更新前
提出方法 : 申請書等を地方運輸局に提出してください。
手数料 : なし
添付書類 : 同等と認められる業務の経験を証明する種類
申請様式 : 同等業務経験認定申請書
記載要項・記載 : 提出先にお問い合わせください。

2. 窓口情報

提出先:	北海道運輸局船員労働環境・海技資格課	0134-27-7189
	東北運輸局船員労働環境・海技資格課	022-791-7524
	北陸信越運輸局船員労働環境・海技資格課	025-244-6128
	関東運輸局船員労働環境・海技資格課	045-211-7232
	中部運輸局船員労働環境・海技資格課	052-952-8027
	近畿運輸局船員労働環境・海技資格課	06-6949-6434
	神戸運輸監理部船員労働環境・海技資格課	078-321-7053
	中国運輸局船員労働環境・海技資格課	082-228-8794
	四国運輸局船員労働環境・海技資格課	087-825-1190
	九州運輸局海技資格課	093-332-8094
	沖縄総合事務局船舶船員課	098-862-1454

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 提出先と同じ

3. 手続情報

- 審査基準 : 船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第3項第2項及び第23条の11
標準処理時間 : 1週間
不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による

第9号様式（更取要領）

同等業務経験認定申請書

地方運輸局長 殿

申請者 { 住所
氏名

下記の業務について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第7条の2第3項第2号の認定を受けたいので申請します。

氏名				
本籍	都・道・府・県			
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日			
更新を受けようとする海技免状又は操縦免許証	資格	級	級	級
	番号	第 号	第 号	第 号
	有効期間起算日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
同等業務経験	種類	海難審判官等 小型船舶操縦士試験員 部員等	海技試験官 指定講習講師 その他（	大学等教員 水先人 ） 小型教習所教員 運航管理者
	内容 （具体的に記入すること）			

同等業務経験証明書

地方運輸局長 殿

 (申請者名) が _____
 (同等業務経験の種類) として業務に就いた期間等は、下表のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者 { 住所
 氏名

印

所属(官公庁・会社・学校名等)	所属部課名	職 務	業務に就いた日	業務を離れた日	業務従事期間
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日	年 月 日
				期間の合計	年 月 日

- (注) 1 最新の業務から順次さかのぼり業務従事期間の合計が1年を超え、その1.2～1.5倍程度になる分まで記入すること。
 2 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載して下さい。
 3 業務に就いた日と業務を離れた日は、いずれも期間に算入すること。
 4 「小型教習所教員」とは小型船舶操縦士指定教習所の教員又は修了審査員を、「指定講習講師」とは更新講習等の講師をいう。
 5 「同等業務経験・内容」欄及び「職務」欄は、「海難審判官等」、「海技試験官」及び「指定講習講師」にあっては航海系、機関系等の区分が明らかになるように、また、「大学等教員」にあっては担当講座名等が明らかになるように具体的に記入すること。
 6 部員等についての証明は、第10号様式の「乗船履歴表(部員等同等業務経験認定申請書用)」及び船員手帳によること。